

議案第 32 号

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成18年橋本市条例第77号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市税外諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する 条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料、過料その他の市税外諸収入金(以下「税外諸収入金」という。)の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促) 第2条 市長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者を含む。以下同じ。)は、税外諸収入金を納期限までに納付しない者に対しては、法第231条の3第1項の規定に基づき、期限を指定して督促しなければならない。 2 前項に規定する督促は、督促状を発することによりこれを行うものとす。</p> <p>(督促手数料) 第3条 橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第21条第2項の規定は、前条第2項の督促状を発した場合について準用する。</p> <p>(延滞金) 第4条 市長は、法第231条の3第1項の規定による督促をした場合は、延滞金を徴収するものとする。</p> <p>2 前項に規定する延滞金の額の計算については、市税の例による。</p>	<p>橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料、過料その他の市税外諸収入金(以下「税外諸収入金」という。)の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促) 第2条 市長は、税外諸収入金を納期限までに納付しない者に対しては、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>(督促手数料) 第3条 督促手数料は、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70条)第21条第2項の規定を準用する。</p> <p>(準用) 第4条 前3条に規定するもののほか、税外諸収入金の督促に係る滞納処分及び延滞金の徴収については、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の規定を準用する。</p>

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。  
(橋本市介護保険条例の一部改正)  
第2条 橋本市介護保険条例(平成18年橋本市条例第151号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料及び延滞金)	(保険料の督促手数料)
第7条 保険料の督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、橋本市税外諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(平成18年橋本市条例第77号)の定めるところによるものとする。	第7条 保険料の督促手数料は、橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)第21条第2項の規定を準用する。
(延滞金) 第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6ペーセント(当該納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	(延滞金の割合の特例) 第8条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6ペーセントの割合及び年7.3ペーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1ペーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3ペーセン

	<p>トの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を越える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p><u>第7条 略</u></p>
--	--

(橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市後期高齢者医療に関する条例(平成20年橋本市条例第11号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料)	(保険料の督促手数料)
第5条 保険料の督促手数料は、橋本市税外諸収入金の督促手数料及び延滞金の徵収に関する条例(平成18年橋本市条例第77号)の定めるところによるものとする。	第5条 保険料の督促手数料及び延滞金は、橋本市税外諸収入金の督促手数料及び延滞金の徵収に関する条例(平成18年橋本市条例第70号)第21条第2項の規定を準用する。
(延滞金)	(延滞金)
第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付のまでの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付のまでの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
2 前項に規定する年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	2 前項に規定する年当たりの割合は、毎年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
3 第1項の延滞金に100円未満の端数があるときはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	3 第1項の延滞金に100円未満の端数があるときはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附 則	

<p>この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>第 1 条 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年ににおける特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合を計算した割合(当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を越える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</p>	<p>(橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第 4 条 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例(令和元年橋本市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>橋本市道路占用料条例(平成 18 年橋本市条例第 204 号)が次の表改正前の欄のように改訂されるよう改訂する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改正後</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改正前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p> </td><td style="padding: 5px;"> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p> </td></tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p>
改正後	改正前					
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第 4 条 法第 73 条第 1 項の規定により督促状を発したときは、橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 7 号)の規定の例により督促手数料及び延滞金を徴収する。この場合において、延滞金の額は、同条第 2 項ただし書に規定する割合を限度として計算するものとする。</p>					